2026 年 7 月 22 日
公益財団法人日本陸上競技連盟

北京 2027 世界陸上競技選手権大会
競歩種目日本代表選手選考要項

１．編成方針

2027 年度最重要国際競技会と位置づけ、より多くのメダルや入賞を獲得することを目標とし、メダル獲得及び 8 位入賞を目指す競技者で選手団を編成する。

２．開催地

北京（中国）

３．開催期間

2027 年 9 月 10 日（金）～9 月 19 日（日）

４．対象種目

男女

ハーフマラソン競歩、マラソン競歩

５．参加資格有効期間

2026 年 2 月 23 日（月）～2027 年 8 月 22 日（日）

６．主なスケジュール

2026 年

2 月 23 日（月）	競歩競技　参加資格有効期間開始
9 月 23 日(水・祝)～29 日(火)	愛知・名古屋 2026 アジア競技大会
10 月 25 日（日）	第 63 回全日本競歩高畠大会

2027 年

2 月 21 日（日）	第 110 回日本陸上競技選手権大会・ハーフマラソン競歩
3 月 21 日（日）	第 111 回日本陸上競技選手権大会・マラソン競歩 第 51 回全日本競歩能美大会
5 月 25 日（火）～30 日（日）	アモイ 2027 アジア陸上競技選手権大会
8 月 22 日（日）	**参加資格有効期間終了**
8 月 25 日（水）	ワールドアスレティックス（以下「WA」という。）から参加資格者公表 ・参加標準記録によって参加資格を取得した競技者

・ワイルドカードの対象者
・基準ワールドランキング*1 で参加資格を取得した競技者
・エリアチャンピオン（詳細の規程： Qualification System）

8 月 27 日（金）　各国によるエントリー締め切り
8 月 28 日（土）　WA による全種目の未使用出場枠の再配分
8 月 30 日（月）　最終エントリー完了

*1　本要項において、基準ワールドランキングとは、本大会参加資格の基準となるワールドランキングをいい、WA より「Road to Beijing」として公表される予定である。URL は、WA が公表次第追記予定である。

７．選考競技会

（１）男女ハーフマラソン競歩
・愛知・名古屋 2026 アジア競技大会
・第 110 回日本陸上競技選手権大会・ハーフマラソン競歩（2027／神戸）
・第 51 回全日本競歩能美大会（2027／能美）
兼 WA ウォーキングツアーブロンズ大会（申請予定）

（２）男女マラソン競歩
・愛知・名古屋 2026 アジア競技大会
・第 63 回全日本競歩高畠大会（2026／高畠）
兼 WA ウォーキングツアーブロンズ大会
・第 111 回日本陸上競技選手権大会・マラソン競歩（2027／能美）

８．資格記録

WA が定める参加標準記録、本連盟が定める派遣設定記録は下記の通り。

（１）参加標準記録

種目	男子	女子
ハーフマラソン競歩	1 時間 23 分 00 秒	1 時間 33 分 10 秒
マラソン競歩	3 時間 01 分 00 秒	3 時間 28 分 00 秒

※参加標準記録は世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会を対象とする。

（２）派遣設定記録

種目	男子	女子
ハーフマラソン競歩	1 時間 22 分 00 秒	1 時間 32 分 10 秒
マラソン競歩	2 時間 58 分 00 秒	3 時間 25 分 00 秒

※派遣設定記録の有効期間は、参加資格記録の有効期間に準じる。
※派遣設定記録は世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会を対象とする。

９．選考基準

編成方針に基づき、WA が定める本大会の参加資格を満たした競技者の中から日本代表選手を選考する。 内定条件と選考条件を下記のとおり定める。 下記においては、項目の数字が若い順に優先するものとする

（１）男女ハーフマラソン競歩

１）内定条件

① ワイルドカードによる参加資格を得た競技者。

② 愛知・名古屋 2026 アジア競技大会において金メダルを獲得し、かつ参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において派遣設定記録を満たした競技者

③ 第 110 回日本陸上競技選手権大会・ハーフマラソン競歩（2027／神戸）（以下、本⑴において「日本選手権」という。）において、優勝、かつ、当該競技会において派遣設定記録を満たした競技者。

２）選考条件

① 日本選手権 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において派遣設定記録を満たした競技者。日本選手権の順位で優先順位を決める。

② 第 51 回全日本競歩能美大会（2027／能美）（以下、本⑴において「全日本競歩」という。）において、3 位以内の成績を収めた競技者で、参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において派遣設定記録を満たした競技者。全日本競歩の順位で優先順位を決める。

③ 日本選手権において 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において参加標準記録を満たした競技者。日本選手権の順位で優先順位を決める。

④ 全日本競歩において 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点まで世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において参加標準記録を満たした競技者。全日本競歩の順位で優先順位を決める。

⑤ 参加標準記録を満たした競技者、または、基準ワールドランキングにより本大会の参加資格を得た競技者。ただし、下記の項目（数字の若い順に優先）により優先順位を定める。

ⅰ）日本選手権の順位上位者

ⅱ）基準ワールドランキング順位上位者

ⅲ）参加資格有効期間内の世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会の記録上位者

⑥ エリアチャンピオンシップにより資格を得た競技者

ただし、同エリア内から優勝者より高いワールドランキングを有する競技者のエ

ントリーが無い場合に限る。

⑦ エントリー締め切り後に WA から追加による参加資格が認められた競技者。

（2）男女マラソン競歩

1）内定条件

① ワイルドカードによる参加資格を得た競技者。

② 愛知・名古屋 2026 アジア競技大会において金メダルを獲得し、かつ参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において派遣設定記録を満たした競技者

③ 第 111 回日本陸上競技選手権大会・マラソン競歩（2027／能美）（以下、本⑵において「日本選手権」という。）において、優勝、かつ、当該競技会において派遣設定記録を満たした競技者。

2） 選考条件

① 日本選手権 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において派遣設定記録を満たした競技者。日本選手権の順位で優先順位を決める。

② 第 63 回全日本競歩高畠大会（2026／高畠）（以下、本⑵において「全日本競歩」という。）において、3 位以内の成績を収めた競技者で、参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において派遣設定記録を満たした競技者。全日本競歩の順位で優先順位を決める。

③ 日本選手権において 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において参加標準記録を満たした競技者。日本選手権の順位で優先順位を決める。

④ 全日本競歩において 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加資格有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会において参加標準記録を満たした競技者。全日本競歩の順位で優先順位を決める。

⑤ 参加標準記録を満たした競技者、または、基準ワールドランキングにより本大会の参加資格を得た競技者。ただし、下記の項目（数字の若い順に優先）により優先順位を定める。

ⅰ）日本選手権の順位上位者

ⅱ） 基準ワールドランキングの順位上位者

ⅲ）参加資格有効期間内の世界ランキングカテゴリーC 以上の競技会の記録上位者

⑥ エリアチャンピオンシップにより資格を得た競技者
ただし、同エリア内から優勝者より高いワールドランキングを有する競技者のエントリーが無い場合に限る。

⑦ エントリー締め切り後に WA から追加による参加資格が認められた競技者。

10. 選考方法

故障等により、大会本番で競技力を発揮できないと判断された場合を除き、上記選考基準に従い下記の方法で選考する。

（1） 選考基準（1）1）①～③および（2）1）①～③による選考は、即時内定とし、専務理事が承認することにより決定する。

（2） 選考基準（1）2）①～④および（2）2）①～④による選考は、全選考競技会終了後、編成方針及び選考基準に則り、強化委員会が原案を作成し、選考委員会の議を経て、専務理事が承認することにより決定する。

（3） 選考基準（1）2）⑤～⑥および（2）2）⑤～⑥による選考は、WA から本大会の出場有資格者が発表された後、編成方針及び選考基準に則り、強化委員会が原案を作成し、専務理事が承認することにより決定する。

（4） WA による全種目の未使用出場枠の再配分による追加（選考基準（1）2）⑦および（2）2）⑦）：各国のエントリーでは WA の定める各種目の出場可能人数を満たさなかった場合に WA から追加による参加資格が認められた競技者について、強化委員会が原案を作成し、専務理事が承認することにより決定する。

※前記（1）～（4）にかかわらず、選考後に辞退等により選考を取り消すべき状況が発生した場合には、その時点において適用すべき決定手続により、必要な選考（既に決定した選考の取り消しも含む）を行うものとする。

11. 補欠競技者

補欠競技者は設定しない。

12. 補足

（1）代表選手は、編成方針及び選考基準に則って選考されるが、WA が定めるエントリー数の上限の枠の範囲において選考条件を充足した者を全員選考することを保証するものではない。

（2）代表選手は本連盟または大会主催団体が定める義務及びその他必要事項を遵守するものとする。

本連盟が定める日本代表選手等に関する規程（参考）：

・日本代表選手等の肖像等に関する規程

・日本代表選手等の公式衣類に関する規程

・日本代表選手等に関する行動規範

（3）代表選手は、選考後のトレーニング状況を報告すると共に、医事委員会がメディカルチェックの必要があると判断した場合は、応じる義務を負うものとする。

（4）下記の項目に該当する場合は、代表を取消すことがある。

1）アンチ・ドーピング規則に反した場合

2）故障等により、競技力を発揮できない事態が生じた場合

3）前記（3）（4）を遵守しない場合

（5）天災、疫病の流行その他の理由による選考競技会の開催中止またはその開催方法等の

変更に伴い、選考競技会、選考基準及び選考方法について、専務理事の決定により、変更することができる。ただし、選考基準について基本的な考え方の変更を伴う場合には、理事会の決議を要するものとする。

（6）WA が定める Qualification System に変更があった場合は、選考競技会、選考基準及び選考方法について、専務理事の決定により、変更することができる。ただし、選考基準について基本的な考え方の変更を伴う場合には、理事会の決議を要するものとする。

以上